

口蹄疫の防疫体制は

町長 病気の早期発見早期処分が第一
農家をはじめ関係者の協力を



問 現在宮崎県で大発生している口蹄疫について。またその病気の恐ろしさについて伺う。

宮崎県では、口蹄疫ではないかと疑いながらも検査や確認に手間どりとつという間に病気が拡散し、それをくい止めるため病気にかかっていない家畜までも殺処分しなければならなくなり、当事者農家の皆さんの心情たるやいかばかりかと我々も心が痛みます。口蹄疫という病気は、BSEとか狂牛病とは異なり、肉を食べても人に感染することはないと言われています。



す。また、ウィルスの感染であつても「鳥インフルエンザ」のように直接人に感染することはありません。それでは口蹄疫とはどのような病気で何故恐れられているのか。

答 口蹄疫は家畜伝染病の一つで、ひづめが二つに割れている動物(偶蹄類という)例えば牛・豚・水牛・ヤギ・羊・シカ・イノシシ・カモシカ等々に感染するウイルス性の急性伝染病であり、家畜伝染予防法に於いて法定伝染病に指定されています。この病気は非常に感染力が強く治療対策が無いいため殺処分の方で対応するしか拡散を防ぐ方法は有りません。これは世界共通の対応方針です。発生すれば、一定の地域に於いての移動・搬出の制限措置がとられます。従つて経済的被害が甚大となり畜産関係者からは非常に恐れられている病

気です。

問 感染原因は色々考えられていて一つではない。例えば飼料、乾牧草・わら・それに人や車等によって持ち込まれ拡散すると考えられる。(その他鳥や、はえ、蚊等々)県からの防疫対応については、色々指導がされていると思うが対策の最も大切なことは、いち早く病畜を発見し、処分することではないかと思う。特に現場の獣医師・県・農協・役場・共済組合等との連携が最も大切であるが大丈夫か。

答 糸原農業振興課長
診察に当たってもらう獣医師、生産検査等で畜産農家を巡回するJA職員の皆さんには、その際には注意深く観察してもらっているし、勿論消毒薬を常備し回っていただいています。農家の皆さんも日常の観察が非常に大切になりますので異状があればいち早く連絡して下さい。また有害鳥獣の駆除班長会も開催し、イノシシ等に異状があれば直ちに報告してもらうようお願いしています。

問 宮崎県の場合殺処分した家畜の埋設場所の確保に手間どり、その間にまた拡散したとも言われている。万が一本町でも発生すればそうした土地の確保に追われるが大丈夫か。山林や畑地が沢山有るからといっても飲料水の関係とか河川の汚濁の恐れもある。また埋設のための移動距離の問題等色々制限を受けることになる。

答 糸原農業振興課長
本町の場合、一戸当りの飼養頭数が少ないこともあるが、法人等での大規模経営もある。従つて大量処分ということも考えられますので処分用地の事については検討しております。なお国に於いて口蹄疫対策特別措置法が5月28日成立、本日(6月4日)施行されました。この法律で殺処分した家畜の処分用地については国が責任をもって行うことが義務化されました。従つてそのような事態が発生した場合、この法律に基づき国等との協議のもと対応することになります。